

始



特 228

777

昭和五年八月

第十回全國山林會聯合協議會記事

全國山林會聯合會

(東京・赤坂・溜池・三會堂内)



同	技師	千原勘一郎君
兵庫縣山林會	理事	山川頼三郎君
大和山林會	理事	北村宗四郎君
和歌山縣山林會	評議員	小山谷藏君
同	同	山本四郎君
同	同	奥史郎君
同	同	佐藤晴兵衛君
同	同	池田松次郎君
同	同	川島萬次郎君
同	同	梅田治明君
鳥取縣山林會	評議員	米原章三君
同	同	森田勝一君
岡山縣山林會	幹事	山本徳三郎君
徳島縣山林會	副會長	原伊代次君
同	評議員	平野直太郎君
北海道林業會	理事	近藤新太郎君
同	幹事	服部正相君
朝鮮山林會	副會長	賀田直治君
大日本山林會	委員長	川瀬善太郎君
全國山林會聯合會	副委員長	和田國次郎君
大日本山林會	理事	佐藤銀五郎君
大日本山林會	常務委員	蘭部一郎君
全國山林會聯合會	理事	渡邊金君
大日本山林會	幹事	大久保正夫君

農林省林政課長	村上富士太郎君
同 農林事務官	平岡梓君
日本木材業組合聯合會	會長 小林文之助君
同	副會長 本多富久松君
同	理事 松下淺次郎君
同	理事 淺見保太郎君
同	理事 中山傳君
同	理事 大塚健一君
同	理事 鈴木總兵衛君
同	理事 太田寅吉君
同	理事 福谷芳三郎君
同	理事 依田貞種君

◎第十回全國山林會聯合協議會順序

- 一、開會 川瀬委員長
- 一、全國山林會聯合委員長ノ挨拶 佐藤常務委員
- 一、第九回全國山林會協議會後特別委員會ノ經過報告
- 一、協議
- 一、森林金融ニ關スル件
- 二、樺太森林ノ伐採及移出制限ニ關スル件
- 三、木材關稅引上改正ニ關スル件
- 四、木材類ノ鐵道運賃輕減ニ關スル件
- 五、國產木材使用ニ關スル件

六、山村ノ課稅負擔輕減ニ關スル件  
七、山村失業勞働者ノ救済ニ關スル件

川瀬委員長 只今より、第十回全國山林會聯合協議會を開催いたしました。本日は、殘暑の候とは申しながら實に暑さの厳しいにも拘らず、斯く多數皆様の御來會を得殊に遠方から澤山お出で下さつたと云ふことは、如何に今日我が林業と云ふもので困憊に陥つて居るかと察するに足る次第でございます。申すまでもなく我が林業は本年は一般經界の不振に伴つて未曾有の打撃を受けて居る。昨今は遂に我々の黙視するに忍びない状況に陥つて、就きましては之が對策を講じなければならんことは我々林業に志す者は勿論のこと之に關聯する總べての方面に於て十分に努力して見なければならんと云ふので御出でを願つた譯でございます。之に就ては、對策として講ずべき事柄も色々あり、過般來本會の幹部に於て協議した結果、差上げて置きました通りの七ヶ條の問題を先づ茲に研究して見たいのであります。勿論この以外にも皆様から新しい問題として御提出になるかも知れませんが、併し此會は從來からの方法として十分鄭重にやつて居りますので、此問題を出すに就いても過去に於て各方面の人々と協議した結果でありますから、問題外のこととは後日に譲つて、此處で決議すると云ふやうなことは参りません。先れ之を決議して如何なる方法に依つて實行を講ずるか云ふやうな事は又あとで十分御考究を願ふことにしたいと思ひます。暑い際ではありますすがどうか十分に御討議あらむことを切望いたします。各問題に就いては何れ常務委員より御説明申し上げますが、私より一言御挨拶申し上げます。

佐藤常務委員 私から第九回全國山林會聯合協議會後の特別委員會の

經過報告を申し上げます。本年の二月三日に三會堂に於て第九回全國山林會聯合協議會を開催した際に、その決議事項を貫徹する手段として、出席者各位が御懇談になりました結果、特別委員會を設けて、この爲に特別委員たる十一會團が本日まで色々御盡力下さつたのであります。それは既に御承知でもありませうが東京・千葉・埼玉・栃木・静岡・三重・奈良・兵庫・徳島・秋田・岐阜の十一會團であります。この特別委員會は、第一回の會を三月十九日に催して引續き本月の五日までに五回開いたのであります。その都度關係方面に對して此決議事項の目的貫徹の爲に熱心に運動を繼續されたのであります。茲に其經過の大要だけ申し上げたいと思ひます。第一の事項が樺太森林の伐採量並に移出制限の件、此問題に關する陳情の結果を綜合して申し上げますと、拓務省首腦部の或る意見としては樺太の濫伐は實に不合理であることは認めて居るが、何分にも樺太の財源が主として森林として收入に依つて居る爲に、財政上の關係から伐採取締の勵行が困難とされて居る、斯う言つて居られます。また他の首腦者の御説に依ると、樺太森林の伐採制限に伴ふて財政上の収入の減ることが二三百萬圓に上る、その二三百萬圓さへ有れば、内地の林業界及び木材界は申すに及ばず樺太自體も救済されることか出来るのであるから、宜しく財政當局と交渉して經費の捻出に出来るだけ努力すべきである云ふことを言はれたのであります。尙ほ樺太長官の言に依ると、林務署を新設し或は監視員並に主事をそれ／＼増員いたすことに依つて盜伐などの非行取締の上に相當効果の有るものと信ずる。又、年期契約に依る伐採に就いては契約者に個々に面接して努めて拂下數量を減すやうに手配をする云ふやうな意見を述べられたのであります。併し本年の樺太材の

移出量は色々の事情から総合して見ると、矢張と餘り減らない、どうしても先づ八百萬石見當には移出の總量がなるであらうと豫想されるのであります。昨年比較すると幾分か減つて居りますが、我々が豫ねて要望して居る所に比しては餘程まだ距離があります。我々の希望を達する程度には中々参らんであります。尙ほ本件に就いては、三月十九日の特別委員會に際して、貴族院議員の今枝男爵が恰も長途の旅から歸られた折からにも拘らず其日の夜の中に大變御盡力下さつて、公正會の幹部の集會の席上で此樺太問題を聽いてやらうと云ふことに取計らはれて、特別委員會の翌日の二十日に公正會の事務所へ罷り出て、公正會所屬の貴族院議員の多數の參會を得て、特別委員會の關係者から十分に樺太問題に就いては陳情することを得たのであります。之は此機會に於て特に今枝男爵の御好意に對して敬意を表する次第であります。樺太問題の經過は以上の通りであります。第二番目は、森林金融に關する件、此問題に就いては豫ねて農林省大藏省の双方へ陳情いたして居りましたところ、去る七月上旬に第四回の特別委員會を開催した折に、民間林業家の疲弊が深刻化して來たと云ふことに鑑みて低利資金の特別融資の要望が期せずして頗る盛んに起つたので、農林大臣に御目にかゝつて、山村の困憊状態を述べて特別融資の希望を訴へたのであります。其時に農林大臣が申されるには、相當な理由があるならば低利資金の融通は絶対に困難と云ふ譯ではないが、何れ近く勸業銀行の總裁を呼んで金融問題に就いて能く聽き取るであらう、尙ほ事務當局でも此問題に就いては能く調査をせしめると云ふことを答へられたのであります。また大藏省に於ては政務官に面會いたしましたが、低利資金の問題は農林省が發動して提案して呉れたければ

して今日ではどうなるともまだ分らんが尙ほ省内で引續き研究中だと云ふ答であつたのであります。其後、民政黨の本部に富田幹事長を訪問して金融問題に就いて黨議として御配慮ありたいと云ふことを要望した際に、幹事長の言はれるには、森林保險は黨の問題として目下研究中であると述べられました。その他の色々な事情から察すると森林火災保險の實現に必ずしも困難ではないと云ふ見込であります。尙ほ今朝の新聞は皆様に御覽になりましたらうが、政府に於て愈々國營保險を明年度から實行せらるゝやに記載してあります。其内容等に就いてはまだ十分には分りませんが兎に角段々調子の良い方には向いて居るやうでありますから、此際引續き努力したならば我々の希望を達し得るかと思はれるのであります。四番目が國産品の使用に關する件、商工省では國産材の使用奨励上の方針として、供給可能な數量が澤山あると云ふこと、値段が安いと云ふこと、品質が良いと云ふこと、此三拍子を具備すると云ふことが必要である。さうして此各々は獨立して對立することを條件とし、關聯しない條項である、此三つはさう云ふ方針であると云ふ主務課長の言明でありました。それに對して特別委員の代表者は、品質と價格と云ふものは相關的であつて對立すべきものではないと云ふことを力説されて大いに考慮を促して來られたのであります。最近商工省の合理局で「國産品を以て代用し得べき輸入品調べ」と云ふ印刷物が出されて、其内容を見ると三種類に分類してあります。第一類は、品質價格に於て輸入品と逕庭なく且つ現在の内地の生産能力が需要を充たすに足るもの。第二類は、品質と價格は餘り輸入品と變りはないが現在の状態では内地の生産能力がまた需要を十分に充たすに足らないもの。第三類は、品質と價格は多少輸入品に劣つて居

大藏省の問題とはならないのである、山村の事情に對して頗る同情はして居るが農林省の發動が先決問題であるから其方に努力せんければいかんと云ふ意味を話されたのであります。其後或る機會に於て農林大臣に面會した際に、大臣より、獨り山村に限らず農業も水産もそれらに就いてそれ、低利資金融通の方法を講ずる然に目下色々考慮して居るのであると云ふ言明があつたのであります。それで我々は稍々意を強うして居つたのであります。近頃承はる所に依ると低利資金の融通問題は、農林・商工・内務・大藏通信の各大臣の懇談となつて大藏省に於て融通方法を立案するやうに決定されたことと云ふこととあります。然るに昨日の新聞の報道する所に依ると、農林大臣が中心となつて約一ヶ月に互つて畫策せられて居つた農山漁村の失業救済臨時對策、それが閣議の結果、低利資金の融通總額が八千五百萬圓に對して七千萬圓だけを承認することになつたやうであります。その七千萬圓の中で山林關係の分は凡そ五百萬圓見當であります。その目的は林道の開墾の木炭倉庫の建設に限られて居るやうであります。之を見ると、その資本を融通する目的と範圍並に金額などに於ては、從來民間の林業家が目下の疲弊困憊を救済すべく熱望して居る所とは大に異なつて居るもので失業救済を目的とする低利資金の融通でありますから之の金融問題に就いては更に一段の努力を要するのであります。次は森林火災保險制度に關する件、本件に就いて商工省保險部長にどうか之を實現するやうにして貰ひたいと云ふ事を要望いたしましたところ、其御答に依ると、森林保險は商工省に於ても決して等閑には附して居らんが何分にも森林と云ふものは危険率の偏差が甚だ莫大であるからして保險調査會の議には附したけれども容易に決定するに至らないから

るけれども國産愛用と云ふことに依つて生産を段々増加するならば輸入品と逕庭なき程度に至る見込が確實であるもの。この三つに分類されて、木材は第二類に組入れられて居るのであります。併しなから此合理局から出た印刷物は單に豫備調査的のものであつてまだ省議として決定されたものではないやうであります。それで商工省の當局者に對して、國産愛用は各省個々獨立の見解の下に別々になつて居るやうであるが之は各省を通じて一貫した統制ある方法を講ずべきものであるから、どうか商工省が公用指定品を國産品に指定されて居るやうに木材も亦農林省と能く協調して指定品の中に編入せられたいと云ふことを特別委員に於て要望されたのであります。要するに國産材使用と云ふことに對しては今日まで正式にはきだ何等重要政策を一つとされて居りますからして、此際更に一段の努力に依つて國産材使用の徹底を期し得るものと信じて居ります。第五が森林及び林業に關係する地方税の輕減に關する件、本件は主として段別税に就いて大藏・内務・農林の各省に對して運動いたしました。大藏省では、改正地租法案は税率が貸賃價格に依る爲に段別税のやう、な變態的の課税であるやの意を有するやうに承はつたのであります。併しながら地方税の制限に關する法律の改廢は内務當局が主となつて居つて大藏省では合議を受ける程度の立場に在るから結局大藏省は内務省の意見に従はれるやうな關係になつて居ります。内務省の方は大臣以首下胸部に對して、之まで色々差支へがあつて面會の機會を得なかつたのであります。たゞ財務擔當者に對しては能く陳情して諒解を求めて置いたのであります。六が、木材類の鐵道の運賃率輕減に關する件、本件に就いては、鐵道省首腦部を訪

問いたしましたが何れも差支へがあつて御目にかゝれなかつたのであります。又貨物に關する主務課長も不在の爲に次席の事務官に會つて、先般改正の運輸賃率は従前のものに較べて却つて引上げとなつて居る、政府當局の聲明を裏切つて居ると云ふことを述べましたところ、改正の結果が引上げになつたの云ふことに對しては至極同情を持つたやうに認められますから、どうか早く再び改正して貰ひたいと云ふことを要望して置いたのであります。尙ほ最近第五回の特別委員會を開備した際に、黒金政務次官に面會して、改正運輸率は改正前の率に較へると却つて引下げとなつたし又政府の唱へる産業政策上特別賃率と云ふものも實際の木材運輸状況から見ると却つて引上げとなつて居る結果であると云ふことを十分に要望いたしましたところ、黒金政務次官に於ても代表委員一行の意見を諒とせられたやうに認めたのであります。以上、大要ではあります。先般の總會より今日までの経過でありますから、御承知置きを願ひます。川瀬委員長 之より協議に移ります。順次一問題つゝやつた方が宜からうと思ひます。

### 一、森林金融ニ關シ建議

財界ノ不況愈々深刻ヲ加フルニ伴ヒ山村ニ於ケル森林金融ノ途全ク杜絶シ林業困憊ハ其極ニ達ス今ニシテ之ガ救済ノ途ヲ講ズルニアラズンバ其歸趨スル處圖リ知ル可ラズ  
仍テ政府ハ急速ニ適切有効ノ方策ヲ樹立シ以テ森林金融ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム  
茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

し金融の道が開かないと三圓五十錢のものは二圓に叩かれるかも知れない。より深刻になつて眞に名狀し得ざる場合に至るものではないからうか、どうしても森林金融に依つて林業家は助けがなければならぬ。山林保険と云ふことに就いて政府が着眼されたのは、出来る出来ないは別として、感謝する次第であります。今度又農村漁村に對して金を融通することになつたが、僅か七千圓の中、國土の六割を有する山林家の爲に僅か五百萬圓しかも林道を拵へるとか木炭倉庫を拵へるならば出してやるのは死線に立つて居る山林家には格別影響のない且つ無理解な御提案である。のみならず五百萬圓ばかりの端た錢を出して山林家に對する申譯をなさるものも宜いが、咽喉いて居るのに陸摩芋を呉れる。我々はそれよりも水が欲しい。政府は我々山林家の此悲況を知らんぢやない。知つて居りながら五百萬圓ばかりの端た錢を出して林道を造れとか木炭倉庫を造れとか云ふ御扱をなさると云ふことは甚だ林業家を無視したやう方である。預金部の金融して戴くに就いては、如何にして貸せるか如何にして借りるか云ふことが問題になります。それは政府の見所或は借りる方の状況に依つて違ひませう。之は諸君の力に依つて幹部諸君の御活動を願ひ、融通すると云ふことになりましたならば餘程考慮して受け受け入れ易い方法を取らなければならぬと思ひますが、私だけの意見を申せば、山に對して金を出して下さると云ふだけでは助からない。尺益五圓位を標準として貸せるでなければ私の方は助からない。尺益五圓と云ふても今の値段が三圓五十錢とすれば一圓五十錢は政府の補償に俟ちたい。米が安ければ買上げ高ければ賣下げて、調節するのに山の安いのには就いては聊かの御諒解もない。林業家が四苦八苦して居る時に、樺太材の移出制限も思ふよ

### 右建議ス

勝岡縣山林會(青山氏) どなたからもまだ意見の御發表がないのに第一番に申し述べることには借越不遜の嫌ひもありませんが、この悲況に就いては私の地方としても亦自己一身としても殊に痛切に感じて居りますので、非禮ではあります。茲に御提案になつて居るものは總ては申し述べたく存じます。只今御注意もありましたから問題外に互を申し述べたく存じます。茲に御提案になつて居るものは總ては林業家の言はむと欲する所であり叫ばむと欲する所であつて厚く御禮申し上げます。此春以來林業の深甚なる悲況を突破する爲に材木の値段を上げる、それに就いては樺太材の制限を徹底的に付けると云ふやうな方法も取つたのであります。これも思ふに任せず此際此時に於ては最早生温いことでは林業家は、生られる方もありません。大多數は生きられん、どうしても森林金融を付けなければならぬ。只今特別委員會の御報告がありました。委員に於ても、森林金融を付けなければならぬ、それに就いては預金部の金でも勸業銀行あたりへ廻してそれを貸付けて貰ひたいが、さて借りるとなると、縣の手を経て組合で借りるとかしても思ふやうに行かない節もある。森林組合に政府から出したやうな事業資金を出して下さつても、事業をすれば金を出すと云ふやうな、そして逆も面倒臭い手續を経るのは、死線に立つて居る林業家に向つては無理な話である。私共はさう云ふ事業資金を融通し貰ひたいと云ふのではなく、此悲況の突破をして貰ひたい。何故ならば此悲況が此儘行くと、負債整理の爲に高い安いは言ふ能はずして秋山を賣らなければならぬ。其時には三圓五十錢のものは二圓五十錢になる。運材に二圓五十錢かゝれば山の材木は無代になる。實に氣の毒なものである、併

うに行かず、國有林の伐採を手控えて呉れるでもない。農家が困れば米を買上げて米價の釣上げを計るが、材木が安くて一本で済むものを三本も四本も伐らなければならぬと云ふ林業家の苦痛を見ながら、之に對して國家は俺は五本で、六本でも出す、林業家がまだ生きて居るから承知が出来んと云ふやうな國有林伐採方法を探つて居られる。だから茲で國有林伐採を半分するならば二千五百萬圓減る之は収入關係から許されぬこと、それが出来ぬとしたならば一圓五十錢位の補償は何でもない。私の勘定では二百萬圓に對する五分の一の四十萬圓だけを政府で補償して戴けば宜しい。それも他の擔保品とは違つて、例へば田は何年入れても一段歩のものが四段歩になり五段歩になつたと云ふことは神武天皇以來聞いたことが無い。山はどうかと云へば擔保品そのものが年々擔保価格を上げて行く。私共の方では二十五年でも伐期であります。二十五年なり三十年なり経つた時には大したもの。今度も農漁村に對しては六千五百萬圓を融通するが林業家に對してはたつた五百萬圓しか出さぬ。而かも材木の不況は今日最低度である。この底値の時に於て政府が一圓位の補償するのは當然である。貸せるとなり借りるとなれば中々むづかしい問題もありません。低利資金を勸業銀行から融通するならば其折衝交渉は何所までもしなければならぬ。そして五圓を借りて三圓五十錢とするならば一圓五十錢は政府で補償して下さつても宜い筈である。勸業銀行が損した時には政府が補償してこそ我々も借り受けが出来るのであります。一々に就いては其時に議つて、森林金融に關し卑見の一端を述べた次第であります。

三重縣山林會(金丸氏) 只今勝岡縣の方より御話の低利資金の融通に就いては、現在我々山林業者から提唱せられて居る問題の中でも最

も急を要する問題であり又我々の最も熱望する問題であることに於ては正に同感であります。但し、政府が今回閣議に依つて七千萬圓の低利資金を農山漁村に對して貸出すに當り僅に五百萬圓が林道の開墾等の條件附で山村へ向けられるに就いて之を論難する要は毛頭ないと思ひます。寧ろ結構である。殊に農林大臣及び農林當局が努力なされたことを此席に於て論難攻撃することは差控えたいと存じます。従つて之は別途の問題とし、本日は我々が最も現下の急務とする低利資金を如何にして借り出すや又どれだけの額を我々山林業者に對して出して下さるか、之に關しては幹部諸君を初め各位に於かれて最善の方法と御要求の在る所を當局に申達する方法を御取り下さらんことを願ひます。

**川瀨委員長** 方法等に就いては何れ後で委員の御方が御協議下さることと存じますから、之に就いて研究すると云ふことには御異議がないものと認めて宜しうございませうか。

**兵衛縣山林會(山川氏)** 青山君から幾々御意見を開陳せられました。誠に結構な御意見であります。又只今御話になつたことも、斯業の進歩の爲に使ふ資金として御授け下さる五百萬圓であるから政府の御召は有難く受けて、今日の林業を救済するのは別箇の問題として之が爲に七千萬圓ばかり別に頂戴すると云ふことにして努力を願はなければならんと、御兩君の御説から割出して考へるのであります。私の親戚の者に農工銀行の支店長をして居る者がある。それが、今度斯う云ふ金が政府の方から出るらしい、その中、林業者に幾分かの融通がある。政府は勸業銀行に、勸行銀行は農工銀行に責任を轉嫁して最後は我々であるが、何を標準にすれば責任を帯びて金を貸すことが出来るか、其方法に就いて私に相談したのですが之には

年毎に焼けると云ふことがあるかも知れないが内地は違ふ。内地でも火災のパーセンテージの高い所があれば特別に金利を高くする或は投資を差控える、或は山林家だけに愛林思想が有るが一般民衆には無くて貸して置くことは逆も出来んと云ふ特殊例外の所が有るならば御氣の毒でも除外する。さう云ふ火災地があるから或は樺太に火事が多いから山林には何所でも貸せられんでは困る。私共の天龍の如きは五十年來火事が無い。併し木は焼ける性質は確かに持つて居るから、火災保険に入れるなりして、とにかく技に於て金融の途を付けることに努めねばならん。兵庫縣の御主張の如く借りることに就いての考慮は何所までもせねばならんが、森林金融は火災とか盗伐とか云ふことに遠慮せずに借ることの出来るやうなするに非れば今業家は生きる道なしと存じます。次に今度五百萬圓でも出して下さるのは有難いには違ひないが、此春以來林業家の悲況を訴へて六回までも農林省に行つて居るに拘らず、林業家の苦痛と駈け離れた五百萬圓しかも斯うしろと云ふやうな錢の出し方をしに下さるとは、同情はあるかも知らんが御理解は深くない。森林金融に關する卑見の徹底することを希ふ次第であります。

**村上林政課長** 農林省を代表して申し上げます。只今の青山さんの御非難は少し見當が違つて居るだらうと思ひます。今度政府が出したのは失業救済であつて林業救済ではありません。林業救済は別箇の案として研究中であります。あの案で林業救済が出来ること私共も考へて居りません。あれは失業者が山村に歸つて来てゐる、それらに努力を與へやうと云ふ爲の失業救済であつて全然違ひます。

**北海道林業會(近藤氏)** 簡単に伺ひます。森林金融は重大問題であつて我々は何れも其必要を感じて居る。皆さんから色々御説を伺つて

私も困つた。それで五百萬圓は別として、若し他に政府から金を貸して下さると云ふことになつたならば、其金を斯くすれば借る者も農工銀行も勸業銀行も政府も安心出来ると云ふ方法を講じて貰はなければならん。青山君が言はれた通り山は年々増大する。併し悪い方に變化する、即ち盗伐に遭ふ或は窃かに其一部は伐り取ることも出来るのである。此不安定な森林に對して農工銀行がとう金融するかと云ふことに就いて、先方も安心し此方も安心する方法を講じて、林業者に對して五千萬圓なり七千萬圓なりの融資を交付されるやう努力を願ひます。

**川瀨委員長** 今兵庫縣から仰しやつたやうなことは何れ委員諸君で御研究を願ふことにして、此會では金融と云ふことの大體に就いて御決めを願ふのであります。

**兵衛縣山林會(青山氏)** 只今會長から御注意があり、森林金融に關して兵庫縣としても異議はないが貸せる方法に就いて研究すると云ふことで、私と意見を異にして居るのでないかと云ふことも能く分りました。又森林金融の問題に就いて反對の御方は無いと云ふことも會長閣下御認めになつて居る所でありますが、進んで少し述べたいと思ひます。今御話のあつた山林擔保と云ふものは殖えもするが減りもする。焼ければ減るし伐れば無くなるが、勸業銀行なり何所なりに入れた擔保を伐つた場合にどうするか、其取給が出来得ん、取給が出来得んから貸せ得んと云ふことは此林業家が死ぬか生きるかの時に有り得べからざること、擔保に入れたものを伐つた場合には、伐つた場合の法規もあらう、より嚴重な法規を拵へて取給を講ずることもむづかしいことではない。それから火災保険を今の保險會社に持つて行くことは甚だ率が高くて辛い。樺太とか北海道なら二三

如何にも御尤もであると思ひますが、斯う云ふ重大問題が澤山あるにも拘らず今日一日で此會議を終るらしい様子を伺つて、又今の御説明の中にも何れ委員を選ぶと云ふことでしたが、此重大問題を委員がいきなりやるよりも、折角遠方から集つて居られる方が多いのですからもう少し意見を討はして、具體的方法まで講じて委員に御頼みする譯には行かんものか。私は今度の會は少くも三日乃至五日はあるものと心得て參つた。林税問題などは具體的に研究して御願をせねばならんと考へて居る。然るに時間が餘りに少いと折角遠方から集つても之等の大問題に對する意見が徹底しないことになる其事を伺ひたい。

**副委員長** 北海道から御質問でありましたが、申すまでもなく之等の問題は非常に重要な問題であります。併し如何に此問題が重要であるからと云ふて遠方から御集りの方に五日も六日も御足勞をかけて會議をして戴くと云ふことは、それも誠に濟まない次第である。それで我々は此案を作る迄には十分研究して、例へば森林金融に關する建議の如きも、農工銀行・勸業銀行・第一銀行或は保險會社其他等の問題に關係する方々及農林省の方々等に寄つて戴いて座談會を開いたり色々研究の上之案を出しました。今まで青山さん金丸さん山川さん達の御話を伺つて大して根本的に議論が御有りになるやうには考へません。山川さんの御意見は貸す方の人に貸せるやうな方法を此方で講じてやつたら宜からうと云ふ御注意であつたやうに考へますが、誠に御尤もです。併し簡単に心易、貸せるやうな名案が有るならば此問題はむづかしいのであります。その具體的方法が非常にむづかしい。現に我々が山林を擔保とする金融に關係ある方々に寄つて戴いて研究しても中々名案は出なかつたのであり

ます。又、三重縣や靜岡縣それから和歌山縣や奈良縣等の等々も一生懸命に研究して居られますが、併し完全無缺な案と云ふものはまだ無いやうに考へます。それで案の無いものをどうして貸せるかと云ふことにもなりません。貸せる方にも色々御注文があります。政府の方にも色々御考や研究機關も御有りになるので、方法に就いては政府の御意見も伺ひ此方も研究して決めて行く、之でいなければ之、之でいなければ之、或はそれで宜ければそれと云ふやうにして行かなければいかん。それで原案には「適切有効ノ方案ヲ樹立シ」と包括的に書いた次第であります。青山さんは大分御意見を御述べになつたけれども別に具體體の案を出された譯でもなし、又今課長の御話の如く我々も政府が五百萬圓出して下さると云ふ問題と、森林を擔保とする金融の問題とは全く別なものと考へて居りまして、金丸さんの仰しやる通り五百萬圓も誠に有難いことであるが別に又金融を御願ひするのである。それならば山川さんのやうに具體的方法を立てるとなると、今近藤さんの仰しやつたやうに五日も六日もと云ふことになるが、實は五日やつても六日やつても駄目だらうと考へます。之には我々も大分頭を痛めて居りますが、どうか原案の總括的の點で決議を願ひたいと思ひます。

北海道林業會(近藤氏) さうすると此委員會を御開きになつて其委員で具體的方法を御研究になつた結果を山林會の今度の聯合會に何ふと云ふことは出来ないのですが、詰り委員に御頼みして置いて其委員さんが關係筋へ御運動した結果を雜誌とか書面で報告を得ることになるのです。只今も山火のことに就いて北海道の御話がありました。之等に就いても私は一言申し上げたいのですが時間が延ばす譯に行かない。それで伺ひたいのですが、委員で御協議になつ

が斯くの如き悲惨なる状態に相成らうとは夢にも想像し得なかつたのであります。政府當局も亦恐らく想像してゐなかつた所であらうと思ひます。何故ならば過去に於て政府當局者が、國家經濟の基礎を確實にするには山林に如くはなし、山林は全國に大面積を持つて居る、耕地面積は甚だ狭くして經濟的に發展の餘地は無い、宜しく山林を奨励して大々的に植林をし、而して我國の經濟を根本から確立せぬばならんと云ふので、津々浦々に至るまで植林の奨励をしたことは諸君も御承知のことでありませう。已に全國の各府縣に於ても山林會を設置し有らゆる方法を以て植林の宣傳をしたのであります。然るに政府の所有する新領土の樺太の木材の爲に、政府が宣傳奨励したる林業家が斯くまでも疲弊困憊しても何等考慮して呉れんとは我々は政府を恨まざるを得ない。私共は今春來委員の一人として各位の驥尾に附して各省を訪問陳情いたして参りました。本年三月二十日に拓務省訪問の時に小村次官は何と言はれたか、諸君が樺太林業の爲に斯くまで困ると云ふならば政府は大いに考慮せんければならん、たゞ此問題は樺太長官の管掌に屬する事であるから諸君は直ちに樺太長官を訪問して事情を述べよと言はれた。私は其日の午後四時に樺太長官に會見したところ、長官曰く諸君が申される迄もなく私も地方山村の窮狀は能く承知して居る。又樺太の現在の伐木方法が誤つて居ると云ふことも承知して居る、之に就いては改善の方法を折角考中である、又諸君から言はれる迄もなく伐採制限の必要は認めて居るが、只茲に一つ困ることがある。それは樺太統治の上にて歳入歳出のバランスが取れない、そこで歳入の缺陷を補ふ爲に遺憾ながら伐木をして居るのである、そこで自分の方から五百萬圓ばかりの融通をして貰ふやうに話して居るけれども承諾を得ら

た結果で今日夜を徹しても何ふことが出来ませうか。  
 關部委員 委員と云ふのは主にも運動される委員であつて、委員會で出来るものなら我々は疾うにやつて居るので。幾らやつても單一有効な方法が逆もない。だから運動に當つて之でいなければ之と云ふやうにする外ないと思ひます。

川瀨委員長 要するにさう云ふ風でなければ逆も實際上皆く行きません。此所では之が善いか悪いかと云ふことを決めるだけに、後で幹部委員の方々に相談して運動方法と云ふことになるのです。從來の例もさうなつて居ります。それが又相當に成功して居るのです。(進行を願ひます)と呼ぶ者あり)それでは第一案は原案通りで御異議ありませんか。(異議なし)と呼ぶ者あり)可決したものと認めます。

二、樺太森林ノ伐採及移出制限ニ關シ建議  
 木材需要ノ激減材價ノ暴落ニ伴ヒ材界ハ極度ノ不振ニ沈淪シツ、アリ然ルニ樺太森林ノ伐採並ニ木材ノ島外移出ハ依然トシテ多ク之ガ爲メ内地木材界林業界ハ益々脅威ヲ感スルノミナラス甚シキ濫伐ニヨリテ樺太ノ森林資源ハ遂ニ衰減ニ歸スヘシ  
 仍テ政府ハ速ニ森林ノ濫伐ヲ止ムルト共ニ木材ノ島外移出ヲ嚴重ニ制限セラレムコトヲ望ム  
 茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ  
 右建議ス  
 千葉縣山林會(花温氏) 樺太の木材の移入の爲に我々全國山村のもの

れないので、然らば樺太森林奨励の爲に五百萬圓だけ樺太公債の發行は認めて呉れと云ふことを目下大藏省に向つて我々の方から話して居る、諸君も之より直ちに大藏省に行つて目的の貫徹に努めたら宜からう、私の方でも出来るだけ努力すると云ふ言明があつたのであります。それから農林省に行つて、政府は蠶糸補償に一億五千萬圓も出して居るではないか我々山村は五百萬圓や六百萬圓出せないことはなからうと氣を吐いて、更に大藏省に行つて同様陳情しましたが、どうも政府當局は煮えきらない。樺太長官は五百萬圓の公債發行を大藏省が承認すれば樺太は適度に伐つて居れば宜いと言ふ然るに大藏省は我々が頼んでも恬として顧みないと云ふことは遺憾千萬である。此點は賢明なる各位に於て宜しく御諒承を願つて適當な方法を探らんければならんと思ひます。私は此原案は大賛成でありますけれども、之が目的を達成する實行方法に就いては餘程慎重に御考へにならんと、只委員に任せて各縣の諸君は何等之に對して同情若しくは氣勢を上げる事が出来なかつたならば目的の達成は至難であると思ひます。出来るならば私は常に申しますが我々の代表として出て居る代議士所謂國民の代表たる政治家に山村の窮狀を理解せしめ、而して彼等に此仕事をやつて貰ふことが我々の希望であり又彼等の義務であると思ひます。そこで各府縣に於て山林會の臨時總會を開くことが出来るならば開いて、國論か動をして本問題の解決に務めたいと思ふ。希望の一端を述べて原案に賛成します。  
 川瀨委員長 第二の問題に御異議ございませんか。(異議なし)と呼ぶ者あり)原案通り可決いたします。

三、木材關稅引上改正ニ關シ建議  
 政府ハ曩ニ林業界ノ情勢ニ鑑ミ木材關稅ノ改正ヲ斷行セント

難モ偶々爲替相場ノ回復並ニ海運運賃ノ暴落ニ依リ輸入木材ノ一部ヲ占ムルニ三樹種ヲ除キテハ關稅引上ノ効果ヲ充分ニ發揮セズ

仍テ政府ハ更ニ輸入木材ノ大部分ヲ占ムル無稅品並ニ低率課稅品ノ關稅ヲ引上改正セラレムコトヲ望ム  
茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ  
右建議ス

千葉縣山林會(花澤氏) 木材關稅引上に就いては既に本會の幹部諸公の御盡力に依つて昨年の通常議會に於て貴衆兩院を通過して幸ひにも實施せられて居るのでありますが、その引上率が甚だ低かつたと云ふことは遺憾である。木材關稅を何時實行したか能く存じませんが、とにかく政府當局が林業の發達の爲に外國から入るものに關稅をかけて林業を獎勵したものと云ふ。それが何時撤廢されたか、御承知の如く大正十二年關東大震災に當つて時の政府は木材は生活必需品であると云ふので勅令に依つて關稅の撤廢をせられた。今や關東大震災は過ぎ去つて帝都の復興も終つたのであるから直ちに元の通りに直せば宜いものを、僅かばかりの關稅をかけた爲に依然として米國から入つて来る。之を震災以前の如き關稅をかけたならば無輸入りはしない、従つて我々も今日のやうな悲惨な状態には陥らぬのである。然るに歴代の内閣は中央集權の爲に自分の膝元に居る者にのみ着眼して我々農民を殆んど眼中に置いて居ない。元の關稅に戻すが當然であるに拘らず其實行をして呉れない。ともかく本會各位の結合に依つて關稅の引上を達成したいと思ひます。私は東京市

電の問題に就いても考へますが、市電從業員の何千人と云ふもの、中には政友會のものもあれば民政黨のものもあらうし大家黨のものも勿論あるに違ひない、然るに彼等は一致團結して目的を貫徹する我々農村の者も政黨政派に拘泥せず一致團結して政府當局に當つたならば之位のことが出來ない筈はない。多數國民の意見が通らないのは我々の結束が鈍いからである。宜しく各縣に於て代表者諸君は十分なる指導をなし、而して我々の結合に依つて此目的の貫徹せられむことを希望いたします。聊か卑見を述べて本案に賛成いたします。

京都府山林會(千原氏) 現行稅率の二倍を課すと云ふやうにして戴きたい。今一つは、之は私には能く分らんですが、沿海州方面から相當來るらしい。之にも同じく課稅するやうに出來ないものでありませうか。木材價格を維持するには何よりも第一に關稅に依らねばならぬ。尤も消費者の立場からは理窟はありませうが、他の何よりも最も疲弊せる目下の林業家を救済する爲には茲一二年の間でも宜いから一定期間現行の二倍を課すやうにして戴きたいと思ひます。  
川瀨委員長 今の京都の御話は、此趣意に就いては賛成だが修正すると云ふのです。

京都府山林會(千原氏) 現行の二割或は一割二分位の二割五分或は三割と云ふ程度に課して戴くやうに其筋へ運動して戴きたい。原案の文章を修正する意味ではありません。  
關部常務委員 沿海州から來るものは無稅品や低率品でありまして、本案に入つて居ります。

關東縣山林會(青山氏) 此案に「爲替相場云々」とあつて能く分つては居ると思ひますが爲替相場或は海運運賃の下がつた爲に折角課稅ラレムコトヲ望ム、茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ  
右建議ス

東京府山林會(奥平氏) 本日問題になつて居る金融問題と云ひ關稅問題と云ひ鐵道運賃問題と云ひ各官廳に大關係があります、我々が再三當局に陳情しても響きがなくて同じ問題を議するのは、要するに我々の聲が當局に徹底しないものと思ふ。だから斯う云ふ會議の際に列席して貰へば頗る有効と考へますが、之等の問題を議決するに就いて何か御照會になりましたか若しくは御案内狀を御出しになりましたか、其邊を御尋ね致します。

佐藤常務委員鐵道者の方へは今回は出ませんでした。  
東京府山林會(奥平氏) 我々が熱心に研究しても此聲が當局に通じないことは遺憾でありますから、各關係の向きの列席を願ふ譯には参りません。

關部常務委員 一應御尤もであります、之等の問題に皆方々の官廳に關係があるので、議論する時に一々關係の官廳に來て戴くと云ふことは、政府の方で中々忙しい場合に申しにくくもあり、申して中々來て呉れません。我々が此所で研究してそれから陳情するのだからそれで宜いではありませんか。併し今後は、來て下さるかどうか分らんが、役人にも成るべく來て戴いて研究することに致します。

川瀨委員長 此處で決議して置いてもそれ以外に之が宜いと云ふやうなことでは決議を戻さなければならぬやうなこともあり、それは幹部に御任せを願ふと云ふことで御決議を願ひます。さうす

税はしても今日となつては無税になつた如き形のものがある程あらうと思ひます。只今京都より仰しやつた如く具體的に一倍とか言ふのは躊躇しますが、とにかく其點を御諒得下さつて、私は來年度に於ける國有林の伐採は半分に減じて戴きたいと思ふのですがそれは別問題として、此際樺太材を出來得る限り止めると云ふ事を木材關稅の引上と云ふ事は林業家に對して直接に効果の表はれる大恩典でありますから、林業家を救ふ意味に於て關稅を課して戴くやうに希望して本案に賛成いたします。

北海道林業會(近藤氏) 昨日北海道木材業組合の聯合會が札幌市に開かれて其決議した結果は山林會の方にも參つて居る筈であります、私の私手許にも電信が參つて居りますから御參考に讀み上げて本建議案に賛成の意を表したいと思ひます、「本日當大會は南洋材及びミ屬タウ屬マツ屬の無稅品に對し課稅の件並に木材鐵道運賃の引下特に近距離の引下及び輸出木材運賃割戻し請願の件を決議し其實行を期す」と云ふのであります。何分宜しく願ひます。

川瀨委員長 此第三の問題に就いて、御異議ありませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり、御異議ないものと認めて可決いたします。

四、木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議  
政府ハ更ニ鐵道貨物運賃率ノ引下改正ヲ行ヒタルモ木材類ハ却テ引上ノ結果ヲ來シタルヲ以テ一般經濟界不況及木材價格暴落ニ際シ愈運賃負擔ノ過重ニ苦メリ、加之輸移入材ノ船賃ハ極度ニ低落シタルニ反シ邦産材ハ鐵道運賃ノ負擔過重ナル爲出材困難トナリ政府ノ唱道セル國産材愛用ハ徹底セズ仍テ政府ハ廣ク一般木材類ニ亘リ充分ナル運賃ノ輕減ヲ斷行



ると第四の問題に就いても御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)然らば原案通り可決いたします。

### 五、國産材使用ニ關シ建議

經濟困難ニ處スルノ途一ニシテ足ラズト雖モ國産品ノ愛用ヲ盛ニシテ國內産業ノ振興ヲ圖リ以テ國際貸借ノ改善ニ資スルハ刻下ノ急務ナリト信ズ

仍テ政府ハ率先シテ官公費支辨 諸工事ニ國産材ヲ使用スルト共ニ一般民間ニ對シテモ國産材ノ愛用ヲ勸奨シ併セテ之ガ普及ヲ期スル爲メ適切ナル方策ヲ講セラレムコトヲ望ム

茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

### 右建議ス

川瀨委員長 御意見が出ないやうですが、本問題に就いても御異議ごいませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは原案通り決定いたします。

### 六、山村ノ課稅負擔輕減ニ關シ建議

經濟界ノ不況愈々深刻ヲ加ヘ山村ノ疲弊困憊ハ其極ニ達シ課稅負擔ノ輕減ハ今ヤ山村救済ノ爲メ焦眉ノ急務ナリ

仍テ政府ハ山林ニ關係アル課稅ハ勿論一般課稅ノ負擔輕減乃至撤廢ニ努メラレムコトヲ望ム

茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ  
右建議ス

兵庫縣山林會(山川氏) 此建議案の中には、別冊の「段別割の改正に就て」の意味を含んで居りますか。

佐藤常務委員 無論含んで居ります。

兵庫縣山林會(山川氏) 斯う云ふ悪い法律が存在して居つたことをうっかりして居りましたが、此方法に就いては何卒萬全も期して、此病弊が全國に瀰漫しない間に早くやらなければ危険でありますから十分御努力になることを希望して本案に賛成いたします。

北海道林業會(近藤氏) 此問題は、只今の御方の御尋ねの如く山林原

野に課稅する段別割の改正の點が主となつて居ると思ひます。それで段別割に就いて主として北海道の事情申し上げたい。其申し上げる理由は「段別割の改正に就て」と云ふ小冊子の結論に於て「北海道に在る地租を賦課せざる土地に對しては尙段別割の如き變態的特別稅を賦課するの必要があるであらうと考へられる」とあります。

之は私に誤解があるかも知れませんが、私は法律第三十七號と云ふものを、北海道に限つて段別割がある其爲に設けられたのであると云ふやうには認めないのであります。成程北海道に於ては十ヶ年の免租期間がありますが、其免租期間には事業が伴ふて居るのであります。幾年間に事業を成功しなければ、一旦賣拂を受けて其土地の代金を納めて居る中に於ても返還を命ぜられる。故に十ヶ年の免租期間が附いて居る。以前北海道に未開地賣拂規則と云ふものがあつた時分には造林事業の爲に未開地として山林を拂下げられたけれども、只今では不要林と稱へて多くは公賣に付せられるか縁故拂下に依つて居るので所有權が直ぐに移つて翌年から課稅せられて居る。山林としては十ヶ年の免租期間を置く土地は只今のところ無い。今後さう云ふものは出ないと信じて居る。で私は明治四十一年法律

第三十七號が北海道の爲に初めから制定されたものであると云ふ山林會御發表の御意見には首肯しかねるのであります。假に之が北海道の爲に制定せられたものとしても、地租附加を定め賃賃價格を定めても山林原野は町を單位として居る。さうして特別稅段別割と云ふものには毎地目一段歩一圓云々と云ふことになつて居る。それから見ると折角十ヶ年の免租期のある北海道の山林及び其他の土地は山林で云ふと一ヶ年に一等地が七錢二等地が六錢三等地が五錢となつて居る。それに町村の特別稅段別割をかける。此法律があるのを盾として一段歩に付き三錢八厘即ち一町歩に平均三十八錢をかけられ居る。北海道内にも非常な差異があつて、最低は一段歩三厘、最高は以前は二十五錢まであつたが今は十四錢の所がある。即ち北海道に於て十三錢七厘の差異がある。之を以てしても北海道内だけでも不公平になつて居る。私は札幌稅務署管内の地價調査員であります。北海道の山林では茲十四五年間の一町歩の最低地價が三十錢石狩に於ても最低は三十錢、最高の所が二圓に付けてある。それは鐵道に近い所とか屋敷廻りに少し松や落葉松を植ゑたと云ふやうな屋敷林とでも言ふ所に二圓が付いて居る。普通山林と申す所は五十錢六十錢と云ふのが平均になつて居る。さう云ふ所から地方稅で地租を取られる。一町歩七錢六錢五錢と云ふのも餘り安くないが、之は法律第三十七號に依る制限法の範圍に於て地方稅が賦課されて居るのであります。それから申しても此一段歩一圓までを課すると云ふことが何處から出たものか、私が思ふに、之は時の立法者が山林原野を地力に重きを置かなかつたのではないかと想像します。今一つ北海道と内地の趣きの違ふのは山林面積であります。私は生國が丹波でありまして猶の頼のやうな山林を以つて居ります。五畝

の歩山林に杉の木が一千本から立つて居る。之はどうしても二町歩はあるだらうと思ひます。然るに北海道の山林面積は一千町歩或は一千五百町歩と云ふやうな大きな面積が一筆にある。皆トラシットと云ふ機械を据ゑてレベルで綿密に實測されて居る面積である。それに向つて段別割をかけるのであります。北海道の段別割と較べたならば内埋はまだ、安いものだと思ひます。遠く本土を離れて北海道まで、免租期間があると云ふのに煽られて行つた結果が斯う云ふ段別割の如き重課を何故受けねばならんかと不思議に堪へない。序でに北海道の民有林の状況を簡単に申し上げたい。北海道が餘り繼子扱ひされて居るから貴重な時間ですが御割愛願ひます。只今一割には足らん植林地があつて其他は皆天然林、其天然林がどう云ふ状況にあるかと云へば、以前北海道の森林は豊富であると云ふやうな考を以て伐採された。若し北海道から材木を出して御儲けになつて居れば甚だ言ひにくいことですが、さう云ふ材木屋が溢れ出した結果山が荒れて、其跡地を地方の者が伐つて炭焼にした、その皆伐した跡地が現在残つて居る天然林である。その天然林が三十年位経つて製炭材になるとしても、私の實験に依れば三百五十石しか出ない。私は之に従事すること四十年になりましたが、私の方では十貫目を凡そ三百五十俵取れる。其地代が高い所で三十錢安い所で十錢とする、さうして材木屋さんが伐採した時に地代は取つたものと高い安いは運搬の便否或は木の種類に依つて違ふが、先づ平均二十錢とし且つ管理費も山火豫防の費用も出さないで、一町歩に七十圓の收入を見る。さうすると一段歩が五十五錢の收入になる。此處に表を持つて居りますから御目にかけて宜しうございます。それが段別割を一段歩四錢取られるとすれば一町歩一年に四十錢を出さねば

ならん。税金にも足りない有様であります。それから植林地の方で申すと、今私は一萬町歩の管理をして居る。その中の最も便利の好い地質の良い所で御話すると三十二町八段七畝歩と云ふ植林地がある。其中に二十一町歩に對し落葉松六萬三千本を植ゑた、それが明治三十一年。残りの十一町八段七畝歩は防火線や林道になつて居ります。總經費が三千百三十五圓かゝつて居る。その當時は人夫賃が六十五錢位でありましたから今日の相場にして計算し、租税其他諸經費を總べて差引くと一萬五千二百五十六圓の収益になる。之は昭和二年の木材價格の好い時に此の計算を得たのであります。太材が小樽港で三百圓内外と云ふ今日の相場から云ふと一ヶ年一町歩の収入が百八十四圓であつて、それを三十ヶ年に割つて一段歩の年收を見ると五十五錢に過ぎない。私は針葉樹林は言はない。潤葉樹の雜木林と落葉松のもので言ふのであります。一段歩一圓はさきで置き、税金だけが出ない。此小冊子を見ると段別割は北海道には巴むを得ないぢやないかと云ふやうですが、斯様なことは山林會の幹部に於ても頭から除いて一般的に段別割が輕減されることに御盡力を願ひたいのであります。北海道林業會は大藏大臣内務大臣に向つて建議をして、その建議書を此所に持合せて居りますから御手許に差上げて宜しうござります。それで本案は「山村ノ課税負擔ニ關シ建議」とありますが之を具體的に、段別割のみを賦課する時は地租割の負擔を越ゆること得ずと云ふことに法律第三十七號の改正を願ひたい。さうすれば地租と地方税と町村の段別割とが一致して參ります。何故に町村税だけに幾倍と云ふものを拂はなければならんか甚だ怪訝に堪へない。それから町村の役別割の申請に對して收益表を出して長官の認可を受けることになつて居る。以前は内務、大

藏兩大臣の認可を得て居つたのであります。之は本省の方から通達でも發せられて、收益調をもう少し綿密に調査して貰ひたい。只今申すやうな落葉松林でも天然林でも收益の極めて少いものであるに拘らず、町村は落葉松を植ゑれば二十ヶ年で幾ら幾らになる、之を二十年に分けると一年の収益は一段歩三圓になる、だから五錢位かけても宜いと云ふやうな極く粗雑な調査に依つてなされるのが例になつて居ります。要するに法律第三十七號の段別割を課する時と云ふのを改正して戴けば宜いのであります。

川瀨委員長 今の御説は此建議案を直すと云ふのではなく陳情する時に其事情を申せば宜いのですな。

北海道林業會(近藤氏) 其意味を含んで戴けば事足るのです。關東縣山林會(青山氏) 五分間ばかり山村の課税負擔輕減に就いて意見を申し述べます。幹部の諸君は能く御諒得になつて居ることである。又「段別割の改正に就て」の末尾にある御意見のやうになれば段別割も餘程宜いと考へますが、所得税の輕減もせねばならん。此不況の時に山林に於ける所得税の輕減は當然である。又段別割が不合理であることは幹部を初め今日御出席各位の御諒得になつて居るところであるから、段別割は重税であるから負けて呉れと云ふことではなく、撤廢して貰ひたい。現行の段別割は不當であり不合理である。之は社會思想の發生する苗圃を造るものである。山林家は之に依つて絶滅しなければならん。一圓を課税するが餘裕ある場合には別段に對して二圓までは課税し得ると云ふやうなことになつて居るのは甚だけしからん。故に之は撤廢して頂かねばならんが、若しそれが出来なければ此小冊子の末尾のやうにしたら宜からう。脇から來た者で千町歩なり五百町歩なり持つて居る者には段別一圓を課税

するが自分の村の者には土木獎勵費とか云ふ名前前で八十錢なり八十錢なりを割戻すと云ふやうなことを現在やつて居る。それは合法的なことには違ひないけれども、脇から來た者にはうんとかけてふんだくる。それがもう一步進めは階級闘争になつて來る。私の村では畑の方は非常に安く二十錢である、山の方は三十錢課して居る。併し村會議員に睨まれると段別割の税率が上がつて來る傾向を持つて居る。之は甚だ階級闘争を意味して居る。今の如く脇から來て居る山元には喰ひ着いて合法的の悪事を行ふ。私は遠慮なく申す、此悪事が行はれると云ふことは林業家絶滅する社會思想の苗圃である。故に段別税は是非撤廢して頂きたい。私は之だけを申して此案に賛成する者であります。尙ほ何時も建議して幹部の諸君が林業家に爲に御盡力下さるのに案外効果が上らないのは遺憾である。どうが今回は効果の上がるやうに徹底的に御努力願ひます。

京都府山林會(千原氏) 此建議案に就いては固より賛成であります。希望を二三申し述べます。第一は、山林所得税の控除率のことに就いては豫めて全國共に力を入れて居りますが、我が京都府に於ても大阪稅務監督並に其京都府管内の稅務署長に運動いたしました。その結果に就いては具體的に捉へることが困難なので此所で餘り大きく話すことが出来ません。又御承知の通りあれは公開することが出来ませんが、各方面で實際に當つて見ると、幾らかの心持を盡して頂いて居る。詰り控除率を幾らかは高くして居られるやうですが、之は甚だ僅かです。私の府下では二割五分と云ふのが凡そ標準になつて居るやうであります。之が大正八九年頃の好景氣時代の五割五分で、今は五分の一の立木價格であるから諸經費を支拂へば結局収益は無いことになるから、全く免稅して頂いても宜い理窟に

なる。併し免稅と云ふことは餘り極端に走ることでありませうからそこで京都府山林會から發議して、例へば二十年以下の伐採には無税とするとか、四十年以下ならば幾らと云ふやうな控除率の割合を具體的に数字に擧げたものが此所にある。之は委員の御方に御渡し致して置きますが、全國共に大いに力を盡して徹底にしてやる必要があらうと思ひます。我が京都府の貧弱なる林業地ではあります。同様にあらうと思ひますから、皆様に此事を希望して置きます。昨年の十二月頃からかゝれば宜かつたのですが本年の三月頃からかゝつたので少し遅かつたやうです。今度はどうしても本年の十二月頃から全國舉つて着手するやうにしたいと思ひます。一般相續税と成を願ひます。第二は山林相續税のことであります。一般相續税としてそれ〴〵税率に依る果進法を以て順次上がつて居りますが、山林に就いては特に最低率を使用すると云ふことに改正して頂くやうに希望します。其理由は、一般相續資産は果進税を直ちにかけて宜いかも知れませんが、山林の方は三十年の後に収益が來るものがあるから、茲に特別のものとして分けて置いたら宜いかと思ひます。即ち最低率を使用するやうに私の方では希望することになつて居ります。段別割其他に就いては、前に御話しのあつた所と希望の點は同じでありますから、以上二つの希望を述べて置きます。

川瀨委員長 本問題に就いては御異議ございませぬか。(異議なし)と呼ぶ者あり。御異議ないものと認めて原案通り可決いたします。

七、山村失業勞働者ノ救済ニ關シ建議  
林業ノ不振愈々深刻ナルニ伴ヒ山村失業勞働者ノ數益々増加ノ趨勢ニアリ

仍テ政府ハ此際官公費ヲ以テ林道其他林業關係事業ヲ興シ以テ山村ノ失業者ヲ救済スルト共ニ兼テ森林資源ノ開發ニ資セラレムコトヲ望ム

玆ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ右建議ス

京都府山林會(千原氏) 之に關係があるから申して置きますが、現在四分の一となつて居る林道の補助金を二分の一に殖やして貰ふやうに運動して頂きたい。村道の如きも府縣から二分の一の補助を受けるやうになつて居りますから林道も村道と同一程度まで上げて貰ひたい。殊に今のやうに林産物が安くて着手する人の少い時には此必要がある。それから無立木地のみに限定せずに伐採跡地の造林と雖も補助すると云ふことにして頂きたい。之は林業發達の上にも木材の生産を強める上にも失業者救済の上にも必要であります。新植のみに補助しても後の手入れをしないと折角やつたものが出来上りませんから、新植後五ヶ年位の手入れ費用にも補助金を與へるやうにして頂きたい。もう一つは官行造林の促進して頂きたい。詰り地方に事業を起すことあります。之は原案に、官公費を以て色々の事業をするやうにと云ふ、此中に含んで居る譯であります。官行造林を促進するやう特に御取計を願ひます。以上四項であります。

川瀨委員長 本問題も御異議ございませんか。(異議なし)と呼ぶ者あり) それでは原案通り可決いたします。之で此方から提出した案に就いては皆御賛成を得た譯でありますから、明日及び明後日の二日間に各方面へ陳情に御出でを願ひたい。それで明日午前十時迄に

併し此改正は議會の協賛を俟つ必要であるので、其過程として、同業組合員を中心とする信用組合を創立するの許可を得て、其信用組合に相當の低利資金を融通して我々木材業者の現今の窮境を救済して貰ひたいと云ふ案。第三には、先刻御決議になつて鐵道運賃輕減に關する陳情、之は少し詳しく申し上げます。先般東京實業組合聯合會それから東京商工會議等に於て、現在の經濟狀態の非常に不況なることが各組合にどの位影響があるが、其實狀を話して貰ひたい及び其對策があつたら是非聴きたいと云ふことで私は東京材木問屋を代表して各催しの懇談會に出席して希望を述べましたが、只今御決議になつた鐵道運賃に關する部分のみを申し上げたいと思ひます。私は斯う云ふことを主張いたしました。政府は國策として金解禁を斷行し、爲に物價は二割五分乃至三割の下落をした、我々は此爲は山林業者が山に持つて居る材木及び我々の持つて居る商品の値段は總べて二割五分乃至三割下がつた、然るに政府事業としてやつて居る専賣事業並に鐵道運賃等は一方向下げてゐないではないか、我々に物價の下落を強要する以上は政府も範を垂れる必要があるのではないかと云ふことを勧め、更に、一方國產獎勵と云ふことで内地材を使へと宣傳して居るに拘らず鐵道運賃は木材に對しては何等の恩典を與へてゐないぢやないか。現在の鐵道運賃は大正十年一月に改正になりました。大正十年前は、例へば隅田川と秋田の能代の鐵道運賃が、噸四圓九十四錢約五圓であつたものが、大正十年一月十一日より三割の値上になつて六圓五十錢、それが本年の七月一日の改正に依つて十錢上がつて六圓六十錢になつて居る。而して大正十年の運賃を引上げる前の木材の相場は、大正九年四月の相場が、米松の大角が石二十五圓、秋田の四分板が一枚六十七錢、北洋材の六分

本會に集つて頂いて、その上で御陳情を願ふ方を此方で決めて置いて、多年御出席の縣は成るべく分れて陳情に向つて頂くことに願ひます。

奈良縣山林會(北村氏) 暑い折ですから十時を九時に變更を願ひます。(賛成)と呼ぶ者あり)

川瀨委員長 それでは明朝九時迄に御出でを願ひます。日本木材業組合聯合會長の小林君から同會の大會で決議されたことに就いて御報告がありますから、御聴取を願ひます。

小林文之助氏 私は日本木材業組合聯合會を代表して御挨拶を申し上げます。本日は御招待に與り諸君の熱心なる且つ悲痛なる御話を伺つて御禮を申し上げます。幸ひ日本木材業組合聯合會も本日午前九時から本部に集つて、此木材界不況に對する方策を協議して二三の決議を致しましたから、其概略を簡単に申し上げて置きます。第一は關稅改正に關する件、之は先刻此御席上で御決議になつた事と殆んど同じであります。昨年課稅の際に洩れたるアメリカから輸入される或る種類の材木と、露領沿海州より輸入される無稅のもの又は非常に輕微なる課稅のものをもう少し課重して貰ひたい。それと南洋より輸入する潤葉樹の原木に對して國產潤葉樹の爲の相當の課稅をして頂きたいと云ふ陳情の件。次には、之は此會等には關係のないこととありますが、現在の同業組合法と云ふものは組合の公益の爲にのみ働くことに制限されて居つて、組合の利益を圖る事業は一切相成らんと云ふことになつて居ります。政府が低利資金を貸して我々組合員の利益を圖ると云ふやうな恩典は何等受けることが出来ないことになつて、居りますので組合法を改正して我々にも或る程度の利益に關する事業を行ひ得ると云ふことにして頂きたい。

板が六十三錢であつた。此價格と運賃との比例を取ると、その當時の運賃の負擔率と云ふものは僅に二分二厘にしか當らん。所が昭和四年の七月になると、米松の大角が八圓八十錢、秋田の四分板が二十錢、北洋材の松六が十六錢五厘、此價格を鐵道の運賃に割て當る一割一分一厘本年の七月の相場を見ると、米松の大角が六圓六十錢秋田の四分板が十五錢、北洋材の六分板が十五錢に下落した。その比率は一割四分八厘に當る。詰り二分二厘の負擔率であつたものが一割四分八厘と云ふ最高負擔をせねばならんと云ふ不合理なことになつて居る。尙ほ現在のアメリカから横濱まで運搬する木材の運賃が石僅に一圓二十錢であるのに、秋田の能代より東京の市場に參る運賃が一圓六十錢と云ふ不合理なことになつて居る。一方には物價を下落をさして置きながら鐵道の運賃は下げず、國產愛用と云ふことで内地材の使用を獎勵しながら鐵道運賃は斯くの如くアメリカから四千哩持つて來る運賃と三百五十哩の運賃との比較が斯くまで懸隔があると云ふことは、政府の政策として甚だ矛盾して居るではないかと云ふことを強調いたしましたところ、實業組合聯合會に於ては幸ひ民政黨の幹部の連中が五六人見えて居つて、此運賃の關係を詳しく説明すると、それは初めて聞いた、實に不合理である、さう云ふことならば早速鐵道大臣に交渉して何とか希望に添ふやうに盡力しやうと云ふことで、民政黨の連中も此運賃の矛盾に就いては非常に驚いた模様でありました。それから東京商工會議所に於ても同じやうなことを繰返して説明しましたが、集つて居る會議所の議員を初め主なる實業等も此點に就いて非常に驚いた模様でありました。私は機會のある毎に此點を強調して參りましたが、此頃は何處へ行つても、鐵道運賃は少し手を入れねばならん、既に鐵道省に於ても

之は極く内密であるさうですが内部の會議に於て、一割五分乃至二割はどうしても下げねばならんと云ふ相談があつたと云ふことを洩れ何つて居ります。依つて此機會を外さず極力運動すれば、鐵道運賃の引下と云ふことに就いては必ず効果があると考へます。我々聯合會は本會の諸君の驥尾に附して、私の方は明日、鐵道省其他各政黨本部等を訪問し、此點を強調して目的の達成に盡力する積りであります。どうぞ皆様も此點は熱心に御盡力あらむことを希望いたします。

千葉縣山林會(花澤氏) 小林さんに伺ひます。米材の輸入關稅に就いては京濱の製材業者は極力反對したのですが、あなたの方では反對ですか賛成ですか。

小林文之助氏 私の方の組合は組合代議員會を開いて課稅に賛成して其結果米材聯合聯合會々員として賛成の意見を述べて一昨年來皆さんと盡力した次第でございます。併し現行の率以上に上げるのか適當か或は現行に止めて置くかと云ふことは、組合としてはまだ研究して居りません。従つて組合として御答へする譯に参りませんが、私一個の意見としてはまだ幾らかの課稅を加重しても差支へない程度にあると信じて居ります。

川瀨委員長 此酷暑の際、皆様の熱心なる御意見を伺つて誠に御苦勞でございました。明日明後日は全部の皆様に分けをして御苦勞を願はんらんでありますから明日は九時までには御集りを願ひますので閉會と致します。

昭和五年十月三十日印刷  
昭和五年十月三十日發行

(非賣品)

東京市蒲坂區溜池町一番地大日本山林會内  
編輯發行所 宮田長次郎  
東京市小石川區久堅町一〇八番地  
印刷所 君島潔

發行所 東京市赤坂區溜池町一番地  
全國山林會聯合會  
電話赤坂(48)一六七番

終